

## 奨 学 金 事 業 の 充 実

教育費負担軽減の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるようにするとともに、教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するため、奨学金事業の充実を図る。

平成22年度予算案 貸与人員： 118万人（3.5万人増）  
事業費総額： 1兆55億円（580億円増）

### 貸与人員の増

- ◇無利子奨学金 5千人増
- ◇有利子奨学金 3万人増

### 無利子奨学金における奨学金支給開始時期の早期化

- ◇進学後における採用者に対する支給開始時期を7月から4月に早期化

### 経済的理由による返還猶予者等に対する減額返還の仕組みの導入

- ◇経済的理由による返還困難者に対して返還猶予制度を適確に運用するとともに、返還猶予者に対して毎月の返還額を減額する仕組みを導入することにより、返還負担の軽減を図る

### 奨学金事業の健全性確保

- ◇返還金の回収強化を図るため、延滞者に対する法的措置の徹底、債権回収業務の民間委託、延滞事由の要因分析、返還相談体制の強化に取り組む

区 分	無 利 子 奨 学 金 事 業	有 利 子 奨 学 金 事 業
貸 与 人 員	34.9万人（0.5万人増）	83.5万人（3.0万人増）
事 業 費	2,549億円（47億円増）	7,506億円（532億円増）
うち一般会計 財政融資資金	（政府貸付金） 703億円（4千万円減）	（財政融資資金） 7,240億円（2,298億円増）
貸 与 月 額	学生が選択 （私立大学自宅外通学の場合） 3万円、6.4万円	学生が選択 （大学等の場合） 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計	998万円以下 （966万円以下） 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ※（ ）は、平成23年度採用者から適用
返 還 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内（元利均等返還）
貸 与 利 率	無 利 子	上限3%（在学中は無利子） 学生が選択（平成21年11月現在） 利率見直し方式： 利率固定方式 （5年毎）0.7%： 1.57%